

## 認定医療法人の資産管理について（考え方）

平成 16 年 12 月「医療法人制度改革の基本的な方向性について（主な論点の整理）」

認定医療法人が保有する現金等については、経営上必要なものについて適正に管理され、かつ、処分がみだりに行われないことを条件として、預け入れ先に関する規制（国公債や確実な有価証券であることなど）を緩和し、リスク負担能力に応じた適切な分散投資を認めてはどうか。

(参考)

(別紙)

各種の非営利法人制度における資産管理について(比較)

医療法人 (医療法)	<p><u>病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について</u> (平成2年3月1日健政発第110号)</p> <p>別添 医療法人運営管理指導要綱</p> <p>管理</p> <p>2 資産管理</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 基本財産と運用財産とは明確に区分管理されていること。</li><li>2 法人の所有する不動産及び運営基金等重要な資産は基本財産として定款又は寄附行為に記載することが望ましいこと。</li><li>3 不動産の所有権又は賃借権については登記がなされていること。</li><li>4 基本財産の処分又は担保の提供については定款又は寄附行為に定められた手続きを経て、適正になされていること。</li><li>5 医療事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</li><li>6 <u>現金は、日本郵政公社、銀行、信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</u></li></ol> <p><u>医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について</u> (昭和61年6月26日健政発第410号)</p> <p>別添4 社団医療法人モデル定款</p> <p>第4章 資産及び会計</p> <p>第10条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) . . .</li><li>(2) . . .</li></ol> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第12条 資産のうち現金は、日本郵政公社、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。</p>
---------------	---

<p>社会福祉法人 (社会福祉法)</p>	<p><u>社会福祉法人の認可について(通知)</u> (平成12年12月1日障第890号/社援第2618号/老発第794号/児発第908号)</p> <p>別紙1 社会福祉法人審査基準</p> <p>第2 法人の資産 3 資産の管理 <u>資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管することとし、その旨を定款に明記すること。</u></p> <p>別紙2 社会福祉法人定款準則</p> <p>第三章 資産及び会計</p> <p>第13条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。</p> <p>2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。</p> <p>(1)・・・ (2)・・・</p> <p>4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。</p> <p>第14条 基本財産を処分し、又は担保に提供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意を得て、所轄庁の承認を得なければならない。ただし、社会福祉・医療事業団に対して基本財産を担保に供する場合には、所轄庁の承認は必要としない。</p> <p>第15条</p> <p>2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。</p>
	<p><u>社会保障審議会福祉部会意見書(平成16年12月8日)</u></p> <p>見直しの具体的内容</p> <p>1 社会福祉法人制度の見直しについて</p> <p>(2) 経営の自律性の強化</p> <p>( ) 行政関与の簡素・弾力化</p> <p>(ア) 基本財産の担保提供手続の簡素化</p> <p>社会福祉法人は、基本財産を民間金融機関へ担保に提供する場合には所轄庁の承認を受けなければならないこととされているが、所轄庁によっては一律に承認しない取扱いとしているところもある。</p> <p>独立行政法人福祉医療機構との協調融資の場合は民間金融機関への担保提供であっても承認が不要とされたが、それ以外の場合であっても、法人経営の自律性、資金調達を高める観点から、目的の妥当性、必要性、方法の妥当性、意志決定の適法性等を考慮して判断し、承認すべきである。</p>

<p>学校法人 (私立学 校法)</p>	<p><u>寄附行為変更の届出の取扱いについて(平成15年3月31日高私行第9号)</u></p> <p>参考 学校法人寄附行為作成例</p> <p>第五章 資産及び会計</p> <p>第25条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産(及び収益事業用財産)とする。</p> <p>2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。</p> <p>第26条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。</p> <p>第27条 <u>基本財産及び運用財産中の積立金は、确实な有価証券を購入し、又は确实な信託銀行に信託し、又は确实な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。</u></p>
------------------------------	---